

# 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%、令和元年10月からは8%が10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度幌加内町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 17,802千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 455,914千円  
が充てられる社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区分	目的別	令和4年度 予算額	財源内訳					うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
民生費	社会福祉費	77,734	2,200	3,940	1,900	276	69,418	5,305
	老人福祉費	101,100	89	1,692	0	17,224	82,095	6,273
	障害者福祉費	59,622	27,764	13,880		0	17,978	1,374
	児童福祉費	79,438	32,580	13,131		1	33,726	2,577
衛生費	保健衛生費	138,020	92	184	13,600	94,404	29,740	2,273
合計		455,914	62,725	32,827	15,500	111,905	232,957	17,802

社会福祉費では、社会福祉協議会運営助成事業、国民健康保険・介護保険事業繰出金等の事業を実施しています。

老人福祉費では、高齢者生活福祉センター及び老人福祉寮運営助成事業等を実施しています。

児童福祉費では、保育所運営事業、児童手当支給事業等の事業を実施しています。

保健衛生費では、健康推進対策(各種検診事業、予防接種事業、母子保健事業)、等の事業を実施しています。

※地方消費税交付金の社会保障財源化(税率引き上げ分)相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分しています。